

4 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

ア 阿蘇山上地区

中岳火口を含む山上一体に6,265,641.13㎡の国有地があり、環境省の所管地となっている。この所管地内に歩道、標識及び退避壕等が直轄で整備されており、国有財産となっている。

所管地内の山上火口縁においてメダル、絵葉書等の販売、写真撮影、観光案内を行うものに対し、1年毎に営業許可を与えているが、一代限りとして将来的には営業の終息が図られるようにする。

所管地内におけるTV映画等の撮影に当たっては、自然環境の保全、快適かつ円滑な利用の確保のため、撮影を行う者は事前に撮影内容を九州地区自然保護事務所に届出を行うものとし、下記の要件に適合しないものは撮影を認めない。

なお、要件を満たすものであっても、車道以外への車の乗り入れは認めない。

- ① 撮影は通常の公園利用の範囲で行うものとし、舞台装置の持ち込み、土地の改変、奇抜な服装を用いての撮影等は認めない。
- ② 景観、動植物、水質等自然環境へ影響を与えないこと。
- ③ 公園利用上不快の念を与えたり、公園利用上の支障とならないこと。

イ 南阿蘇集団施設地区

環境省は南阿蘇集団施設地区においては、熊本県から317,507.15㎡、高森町から82,787.0㎡の土地の借り上げを行っている。その一部(23,799.90㎡)を南阿蘇国民休暇村用地として(財)国民休暇村協会に貸付しており、宿舍、園地、休憩所及び運動場が整備されている。

また、直轄でビジターセンター、野営場、園地及び運動場の施設整備を行っており、国有財産となっている。ビジターセンター及び野草園は環境省、熊本県、高森町及び南阿蘇国民休暇村で構成される「南阿蘇ビジターセンター運営協議会」によって管理運営が行われている。野営場及び園地については南阿蘇国民休暇村によって管理運営が行われている。今後も集団施設地区計画に基づき、良好で快適な利用拠点となるよう整備を進めるものとする。

(2) 自然公園美化管理財団事業

(財)自然公園美化管理財団阿蘇支部(昭和58年1月より業務開始)は、歩道、園地、公衆便所、駐車場等の清掃や施設の維持管理を行うと同時に、パンフレットの作成や環境週間、自然公園クリーンデー行事におけるゴミ袋の配布、一斉清掃等のゴミ持ち帰りの啓蒙活動も積極的に実施している。加えて、阿蘇地区パークボランティアの運営等利用者指導の活動面も積極的に実施している。今後も国立公園の美化と公園利用者への快適な環境作り及び利用者指導のため、実践、啓蒙両面からの適切な事業を推進していく。

(3) その他の土地又は事業施設の管理

北向山特別保護地区内に特定民有地等買上交付地方債元利償還金による買い上げ地があり、熊本県が管理する県有地(面積173,700㎡)となっている。

天然記念物にも指定されている貴重な北向山原生林の保護のための土地であることから、将来にわたり保護されるよう厳正に管理する。